

平成30年6月8日  
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>(運用報告書（全体版）の本文中に表示すべき事項及び表示順)</p> <p>第3条 投資信託の運用報告書（全体版）の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書（全体版）には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 1万口当たりの費用明細当期中の1万口（基準価額を表示する単位をいう。以下同じ。）当たりの費用明細等を表示するものとする。</p> <p><u>(5) (参考情報) 総経費率 参考情報として、総経費率について、次に掲げる事項を表示するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 総経費率は、当期中（計算期間が6カ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除して算出した比率とし、1万口当たりの費用明細における開示項目（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）と同一の各項目の比率を円グラフで表示することとする。ファンド・オブ・ファンズにおいては、総経費率は前述の比率に投資先ファンドの経費率を加えたものとし、前述の各項目の比率に加えて投資先ファンドの運用管理費用の比率及び運用管理費用以外の費用の比率を円グラフで表示することとする。また、これに加えて、総経費率、このファンドの費用の比率、投資先ファンドの運用管理費用の比率、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率を表で表示することとする。ファンド・オブ・ファンズで投資先ファンドにおける1万口当たりの費用明細を取得できない場合であっても「投資先ファンドにかかった費用の総額を投資先ファンドの期中の平均純資産総額で除して算出した比率」が取得できる場合には、当該比率を投資先ファンドの経費率とす</u></p>	<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>(運用報告書（全体版）の本文中に表示すべき事項及び表示順)</p> <p>第3条 投資信託の運用報告書（全体版）の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書（全体版）には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 1万口当たりの費用明細当期中の1万口（基準価額を表示する単位をいう。以下同じ。）当たりの費用明細等を表示するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>ことができる。なお、投資先ファンドの費用においても、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税は除くものとする。</p> <p>(ロ) わかりやすい箇所において、「当期中（計算期間が6カ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経费率（年率）は〇〇%です。」等の説明を行うものとする。</p> <p>(ハ) 各比率は、年率に換算のうえ、小数点以下第4位未満を四捨五入して表示するものとする。</p> <p>(ニ) 投資先ファンドの運用管理費用以外の費用については、可能な限り開示することとする。</p> <p>(ホ) 投資先ファンドの経费率については、その保有比率を月次で把握したうえで当該投資先ファンドの信託報酬率を乗じるなど、可能な限り精緻な数値を開示することとする。</p> <p>(ヘ) 投資先ファンドについては、例えば計上の期間がずれているなど、投資家に有用となる注記を付すこととする。</p>	
<p><u>(6) 売買及び取引の状況</u>            (以降、本項において各号順次繰り下げる)</p> <p><u>(7)～(23)</u> (略)            2～5 (略)            (交付運用報告書の表紙の表示事項)            第3条の2 (略)            (交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順)            第3条の3 投資信託の交付運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、交付運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p>	<p><u>(5) 売買及び取引の状況</u>            (同左)  <u>(6)～(22)</u> (同左)            2～5 (同左)            (交付運用報告書の表紙の表示事項)            第3条の2 (同左)            (交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順)            第3条の3 投資信託の交付運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、交付運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p>
	2
	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

新	旧
<p>(1) 運用経過の説明</p> <p>運用経過の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項を表示するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の1万口当たりの費用明細</p> <p>当期中の1万口当たりの費用明細について、次に掲げる方法により表示するものとする。</p> <p>(イ) 項目の概要等わかりやすい箇所において、「当期中の平均基準価額は○○円です」と記載するものとする。</p> <p>(ロ) 計算期間が6ヵ月未満の投資信託では、原則、半年分をまとめて記載するものとする。</p> <p>(ハ) 「その他費用」に係る注記は、代表的な支出について記載する他、必要に応じて支出した費用について適宜追記するものとする。</p> <p>(ニ) 投資先ファンドについての注記を付すこととする。</p> <p><u>④(参考情報) 総経費率 参考情報として、総経費率について、次に掲げる事項を表示するものとする。</u></p> <p>(イ) 総経費率は、当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除して算出した比率とし、1万口当たりの費用明細における開示項目（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）と同一の各項目の比率を円グラフで表示することとする。ファンド・オブ・ファンズにおいては、総経費率は前述の比率に投資先ファンドの経费率を加えたものとし、前述の各項目の比率に加えて投資先ファンドの運用管理費用の比率及び運用管理費用以外の費用の比率を円グラフで表示することとする。また、これに加えて、総経費率、このファンドの費用の比率、投資先ファンドの運用管理費用の比率、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率を表で表示することとする。ファンド・オブ・ファンズで投資先ファンドにおける1万口当たりの費用明細を取得できない場合であっても「投資先ファンドにかかった費用の総額を投資先ファンドの期中の平均純資産総額で除して算出した比率」が取得できる場合には、当該比率を投資先ファンドの経费率と</p>	<p>(1) 運用経過の説明</p> <p>運用経過の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項を表示するものとする。</p> <p>①～② (同 左)</p> <p>③ 当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の1万口当たりの費用明細</p> <p>当期中の1万口当たりの費用明細について、次に掲げる方法により表示するものとする。</p> <p>(イ) 項目の概要等わかりやすい箇所において、「当期中の平均基準価額は○○円です」と記載するものとする。</p> <p>(ロ) 計算期間が6ヵ月未満の投資信託では、原則、半年分をまとめて記載するものとする。</p> <p>(ハ) 「その他費用」に係る注記は、代表的な支出について記載する他、必要に応じて支出した費用について適宜追記するものとする。</p> <p>(ニ) 投資先ファンドについての注記を付すこととする。</p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p>することができる。なお、投資先ファンドの費用においても、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税は除くものとする。</p> <p>(ロ) わかりやすい箇所において、「当期中（計算期間が6ヶ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）は〇〇%です。」等の説明を行うものとする。</p> <p>(ハ) 各比率は、年率に換算のうえ、小数点以下第4位未満を四捨五入して表示するものとする。</p> <p>(ニ) 投資先ファンドの運用管理費用以外の費用については、可能な限り開示することとする。</p> <p>(ホ) 投資先ファンドの経費率については、その保有比率を月次で把握したうえで当該投資先ファンドの信託報酬率を乗じるなど、可能な限り精緻な数値を開示することとする。</p> <p>(ヘ) 投資先ファンドについては、例えば計上の期間がずれているなど、投資家に有用となる注記を付すこととする。</p>	
<p>⑤ 最近5年間の基準価額等の推移 (以降、本項において各号順次繰り下げ)</p> <p>⑥～⑩ (略) (以下略)</p>	<p>④ 最近5年間の基準価額等の推移 (同 左)</p> <p>⑤～⑨ (同 左) (同 左)</p>
<p><u>附 則</u> この改正は、平成 年 月 日から実施し、同日以後に到来する投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書から適用する。ただし、実施日以前に改正後の規定を適用することを妨げない。</p>	